

輪之内町
エコドームで

2022年4月1日より

プラスチック製品 回収が始まります!!

プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル!



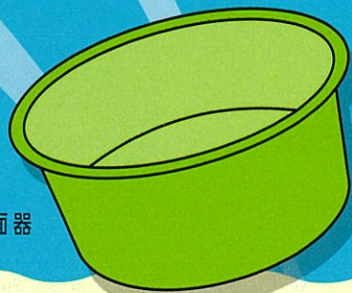
ハンガー



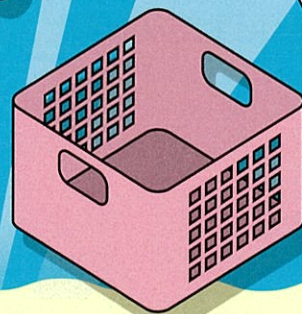
フォーク
スプーン



クリアファイル



洗面器



小物入れ

開始

2022年4月1日より

場所

輪之内町エコドーム内

※当館の営業日・時間に準じます。

回収対象

プラスチックでできた製品

※詳しくは本チラシの裏面をご確認ください。



エコドームの詳しい情報はこちら

なぜ、

プラスチック
製品回収が
はじまるの?

令和4年4月1日「プラスチック資源循環促進法」が施行されます。

- 海洋プラスチックごみ問題：このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予想されています。
- 気候変動問題：地球温暖化防止のためにプラスチックは熱利用から材料利用へ転換する必要があります。
- 諸外国の廃棄物を輸入規制強化：日本国内で資源循環を循環させる必要があります。

大切なプラスチック資源を繰り返し使えるようにご協力ください。



エフピコ環境基金
The FP Corp. Environment Fund

輪之内町 プラスチック製品回収マニュアル

令和4年4月1日から、輪之内町エコドームでプラスチック使用製品の回収が可能になります。
今回からリサイクルが可能になる物は、これまで可燃ゴミとして出していたプラスチック製品です。
例) スプーン、コップ、小物入れ、文房具(じょうぎ、下じき等)、植木鉢等のプラスチックのみでできた製品です。

× 分別収集できないものについて示します

プラスチック製品を出される時に十分気を付けていただきたいポイントです。

1. 汚れが付着しているプラスチック使用製品

食品残渣、生ごみ、土砂等が付着しているもの

※土砂や油などの汚れがないよう、さっと洗ってあれば問題ありません。

※バーコードなど少量の紙類が付着している物はそのままでも問題ありません。

2. 使用済小型電子機器

金属がついているもの、リチウムイオン電池を使用しているもの

【見分け方】・コンセントを使用する製品 ・電池を使用する製品

・充電して使用する製品

3. 一辺の長さが50cm以上のもの

※レジャーシートなど広げると50cmを超えるものでも、

切断して50cm未満であれば回収可能です。

粗大ゴミとして捨てていたものは、これまでと同様に粗大ゴミとしてお出しください。

4. 火災の原因となる危険品

・加熱式タバコ ・モバイルバッテリー ・ライター、ガスボンベ、スプレー缶

5. 感染のおそれがあるもの

・注射器などの医療系のもの

6. リサイクルを著しく阻害するもの

・カッターや包丁、スライサーなどの刃物が付いたもの

・ネジやバネが使用されている玩具

・点灯や点滅する電子基板が使用された玩具

7. リサイクルに向かないもの

・まな板などの厚みが5mm以上のもの

・繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されている靴や長靴、スリッパなど

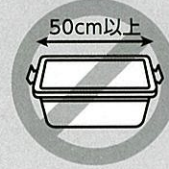
分別収集できないもの(例)



汚れた
食品トレイ



充電器



衣装ケース



加熱式タバコ
ライター



カッター



長靴

今回の回収は、試験的にエコドームのみで行います。

そのため、その他プラスチック製容器包装の袋(赤色)にプラスチック製品は入れないでください。

判断に迷う物はこれまでと同様に可燃ゴミとして出していただいてもかまいません。

今後とも、ごみの減量化、リサイクルにご協力よろしく申し上げます。

輪之内町住民課